

平成26年6月

中札内村議会定例会会議録

平成26年6月4日（水曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
住民課参事	坂村暢一君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	高桑浩君
-----	-------	------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	長澤則明君	書記	林真悠君
--------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会の参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		行政執行状況報告
日程第8	請願第2号	集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する請願
日程第9	請願第3号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する請願
日程第10	請願第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願
日程第11	選挙第1号	南十勝消防事務組合議会議員の選挙
日程第12	報告第1号	継続費繰越計算書について
日程第13	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第14	議案第33号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15	議案第34号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第35号	財産の取得について
日程第17	議案第36号	財産の購入について
日程第18	議案第37号	財産の購入について
日程第19	議案第38号	工事請負契約の締結について
日程第20	議案第39号	工事請負契約の締結について
日程第21	議案第40号	平成26年度中札内村一般会計補正予算について
日程第22	議案第41号	平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第23	議案第42号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第24	議案第43号	平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年6月中札内村議会定例会を開会したいと思います。

6月から9月いっぱい、村、それから議会として、クールビズの期間として設定しておりますので、ネクタイ等の着用はしなくてもよいかと思ひますし、この数日間、猛暑が続いております。上着等を脱いでもらっても結構だと思ひております。

それから、皆さんもご承知だと思ひますが、今日から議会の模様をインターネットで見ることができるようになっております。

議会の傍聴に来られない方がいると思ひます。

このインターネットの中継をご覧になっていただければ幸いかなと思ひているところでございます。

それでは、会議を開きますが、会議を開く前に、4月15日にご逝去されました故笠松直さんに対し、北嶋議員より追悼演説を行いたい旨、申し出がありましたので、これより追悼演説を行いたいと思ひます。

北嶋議員、登壇願ひます。

（北嶋信昭議員登壇）

○7番（北嶋信昭君） お許しをいただきましたので、中札内村議会同僚議員を代表いたしまして、故笠松直様の御霊に対し、謹んで追悼の言葉を捧げます。

今日ここに、平成26年6月定例会開会にあたり、在りし日の笠松直様のご容姿に接することができず、私ども一同、惜別の情を禁じ得ないところでございます。

あなたは、昭和47年、有限会社五和農場に就職され、その後、有限会社ピックセンターカチを経て、昭和64年に有限会社パークファームカサマツを設立し、養豚家として独立、品質と安全性にこだわりながら、養豚業から加工までの一貫経営による独自ブランドを確立し、消費者や取引先から絶大な信頼を得られておりました。

その卓越した経営手腕と指導力等優れた資質は、地域住民はもとより、広く村民の支持を得ることになり、平成23年4月に行われた村議会議員選挙において当選し、村政の伸展にその情熱を捧げておられました。

笠松さんの姿勢温厚なお人柄と優れた識見は、会議での議論を常にリードし、貴重な役割を果たしており、引き続き、会議の中心的な役割を果たしていただくことをご期待申し上げておりました。

また、あなたは家畜自衛防疫組合長をはじめ、消防団副団長など各方面で多くの役職を歴任し、地域の指導的な役割を果たし、保護司としても明るい社会づくりに尽力されており、今後もご活躍を期待させていただきに、このようなお別れは村民の大きな損失であり、痛惜の念に絶えません。

残された我々議員に果たされた責任は一層重いものとなっておりますが、笠松さんの意思を体し、中札内村の発展のため全力を傾注することをお誓いするとともに、心からご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

平成26年6月4日、中札内村議会議員北嶋信昭。

- 議長（高橋和雄君） これで、追悼演説を終わります。
本日の会議を開きたいと思います。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番佐藤議員と3番知本議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会報告。

平成26年5月27日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、6月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
6月4日、水曜日から、6月13日、金曜日までの10日間とされたい。
 - 2、議事日程について。
 - イ、諸般の報告。
 - ロ、町村議会議員研修会の参加。
 - ハ、閉会中の所管事務調査。
 - ニ、行政執行状況報告。
 - ホ、請願第2号、請願第3号、請願第4号は所管の総務常任委員会へ付託されたい。
 - ヘ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
 - ト、一般質問は、6月13日、金曜日に予定されたい。
- 以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

- 議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。
お諮りをいたします。
この定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの10日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手もとに配布しましたので、了承をお願いしたいと思います。

◎日程第5 町村議会議員研修会の参加について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、町村議会議員研修会の参加についてを議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（長澤則明君） 参加計画書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー3番から5番までをご覧ください。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第129条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員7名、議会事務局2名、計9名。

3、期日。

平成26年7月4日、金曜日から、7月5日、土曜日。

4、開催地。

札幌市。

以上、提出する。

平成26年6月4日、中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第129条の規定に準じて、十勝町村議会議長会主催による十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議員の研鑽と資質の向上を図るため。

2、参加者。

議員7名、議会事務局2名、計9名。

3、期日。

平成26年10月17日、金曜日。

4、開催地。

鹿追町。

以上、提出する。

平成26年6月4日、中札内村議会議長高橋和雄。

町村議会議員研修会参加計画書。

中札内村議会会議規則第129条の規定に準じて、北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、次のとおり参加する。

1、目的。

議会広報誌の編集技術向上と普及発展に資するため。

2、参加者。

議会広報特別委員会委員3名、議会事務局2名、計5名。

3、期日。

平成26年8月21日、木曜日から、8月22日、金曜日。

4、開催地。

札幌市。

以上、提出する。

平成26年6月4日、中札内村議会議長高橋和雄。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書通り派遣承認することは決定をいたしました。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査について

○議長（高橋和雄君） 日程第6、閉会中の所管事務調査についてを議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（長澤則明君） それでは、所管事務調査通知書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー6番から8番までです。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

総務・産業常任委員会合同所管事務調査。

2、目的。

高齢者支援対策及びまちなか賑わいづくり対策調査。

3、場所。

上川管内和寒町、空知管内奈井江町。

4、人員。

委員7名、行政職員1名、議会事務局1名、計9名。

5、期日。

平成26年7月15日、火曜日から、16日、水曜日。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

総務・産業常任委員会合同所管事務調査。

2、目的。

村内各施設及び各事業の現地調査。

3、方法。

総務・産業常任委員会合同調査。

4、期間。

調査完了するまで。

5、その他。

随行、説明は各担当課職員及び議会事務局職員。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

産業常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

村内における農作物作況調査。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

平成26年9月上旬。

5、その他。

農業委員会及びJA中札内との合同調査。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知がありました総務常任委員会及び産業常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書の通り承認することは決定をいたしました。

◎日程第7 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第7、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修について、今年度採用職員の新任職員等研修会を、4月24日、25日、1泊2日の日程で中札内交流の杜などを会場に実施し、5月30日には管理職員を対象に外部講師を招き、人事評価者研修を開催しております。

次に、企画財政グループについてですが、自律推進プランの検証は第6期まちづくり計画の策定に合わせて検証作業を行い、検証の概要は広報5月号でお知らせしております。

自律推進プランは、自律の歩みをより確実に進めるため、子育て支援と定住化対策を最重点施策として第5期総合計画と連動しながら、その取組みを進め、目標達成率は約76パーセントと、概ね目標は達成されたものと判断しております。

自律推進プランの取組みは、今回の検証により、一区切りとし、今後のまちづくりは今年度からスタートした第6期まちづくり計画を基に進めてまいりたいと考えております。

国の平成25年度補正予算による、がんばる地域交付金の一次配分が5月14日に決定され、本村は、交付率、交付額ともに管内で一番多い8,915万1,000円の内示を受けました。

がんばる地域交付金は、地域活性化のために追加公共事業を行う地方負担額を対象に、財政力指数に応じて最大3割配分することを基本に、行政改革努力に応じて最大1割加算されるものであり、自治体の取組みにより差が出る仕組みとなっております。

過疎法適用外小規模町村である本村の財政基盤は脆弱であり、安定した行財政の運営が必要であることから、国の動きを注視しながら、対象となる事業を実施できるよう準備を進めるとともに、職員の理解と協力を得ながら行った行政改革の取組みにより多くの交付金を得ることができ、財源の総額確保につながっております。

なお、交付金の補正は、正式な交付決定通知後の9月を見込んでおります。

地域公共交通会議は第2回目の会議を4月7日に開催しました。

この会議は北海道運輸局や公共交通事業者、北海道などの関係機関と利用者代表などで構成し、村内の新たな公共交通ネットワークの在り方を検討するもので、今年度は、村内交通の現状と利用実態、ニーズ調査のほか、試験運行の実証調査を行い、最適な交通サービスの在り方を検討してまいります。

事業につきましては、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、交通ネットワーク計画は、プロポーザル方式により事業者を選定し、業務委託により進めてまいります。

男女共同参画の推進では、6月から8月までの期間で、標語・川柳の公募を実施しております。

また、男女共同参画週間に合わせて、6月1日から30日まで、図書館において北海道立図書館から約50冊の一般書及び児童書の貸し出しを受け、男女共同参画コーナーを設置しております。

ふるさと会活動では、5月25日に豆資料館敷地において帯広・中札内会の植樹会が実施され、会員の皆さんに桜を植樹していただきました。

第1回行政区長会議は、4月10日に開催し、委嘱状の交付及び26年度村政執行の基本方針、予算概要などについて報告するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

道道静内中札内線についてですが、3月26日にピョウタンの滝から約100メートル先付近で、融雪期に伴う大規模な雪崩が発生し、ピョウタンゲートより通行止めの措置が取られています。現在も落石の恐れがあり、岩塊の除去作業を完了させ、帯広建設管理部において道路の安全が確保された時点で通行止めの解除を行うこととしております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、衛生関係では、5月10日にクリーン中札内、空き缶回収活動を行い、140名の村民の皆さんに参加いただき、中札内地域については道道中札内インター線及び東4線道路など、上札内地域については道道清水・大樹線で実施しております。

また、4月と5月の2回、飼い犬の狂犬病予防接種を村内21カ所で実施し、212頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、消費税の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和することなどを目的として支給される臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特別給付金の申請受付を6月16日から開始することで、準備を進めております。

更別村温泉利用券の購入状況は、61名の方が購入しております。

次に、保健グループについてですが、各種健診については、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの各種健診の申し込みを5月23日まで受け付け、延べ362名の申し込みを受けております。

6月5日から9日まで上札内交流館と保健センターの2会場で、健診を実施して疾病の早期発見と予防を行っております。

脳ドックについては、検診機関と調整ができましたので定員枠を70名として、5月12日から受付を開始しております。

次に、保育園についてですが、4月の中札内きらきら保育園、上札内保育園の入園状況は、きらきら保育園は123名、上札内保育園は10名が入園し、元気に通園しております。

子育て支援対策として実施している、保育料金の軽減は、4月にきらきら保育園及び上札内保育園に入園した133名の園児のうち、第2子が45名、第3子以降が33名、合わせて78名になっており、保育料に換算しますと1,717万8,000円が軽減されております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、4月28日、29日の霜の影響により、てん菜約150ヘクタールに被害が発生し、うち135ヘクタールは移植や再播種がおこなわれ、残り15ヘクタールは別な作物への転換が予定されております。

また、4月から5月上旬にかけて極端に降水量が少なく、牧草や一部作物で生育の遅れがでており、今後の好天を期待し順調な生育を願っているところです。

畜産では、豚の流行性下痢が全国的に広まり、5月中旬には十勝管内帯広市で発生が確認され、村内の自営防疫対策として、関係機関による現状確認や発生時の対応について協議を行っており、村内で発生しないよう情報の提供や防疫に努めております。

また、牛サルモネラ病予防接種事業は、ワクチンの安定供給が見込めることから、蔓延防止対策によって酪農家の経営安定に大きく寄与するものとして費用の一部を助成するため、本定例会の補正予算に計上しております。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及を目指して、粋匠品・食の応援団のお店スタンプラリーを5月から実施しております。

豆資料館事業では、企画事業として5月に、豆を育てよう、豆料理を作ろう、を実施し、豆に関する魅力発信を行っております。

村営牧場の入牧は、5月20日、昨年よりも28頭多い1,050頭の受け入れを行っております。

また、4月の入札によりバンカーサイロの発注を行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽8.20ヘクタールの発注を行っております。

まちなか賑わい委員会については、委員の選考やコーディネータの依頼など準備が整いましたので、6月6日に第1回委員会の開催を予定しております。

花づくりでは、4月4日に花づくりの会と村長との懇談会を実施し、花づくりの現状と今後の取組について意見交換を行いました。

観光関係では、札内川園地を4月29日にオープンし、これまで村内事業者あてに運営委託をしておりました、びよろを観光協会の直営に変更し、メニューも新たに情報発信に努めております。

道の駅では、4月の来場者数が前年を上回り、5月のゴールデンウィークにも多くの来場をいただいております。

また、5月3日から公衆無線LANを設置し、観光客の利便性向上につながるようPRに努めまいります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、移住促進奨励金で1件の補助金を交付し、民間賃貸住宅家賃助成は4月1日現在で43件の継続認定を行い、新規対象者につきましては随時受付を行っております。

多面的機能支払対策事業では、新たに3地区が活動組織の設立に向け準備を進めております。

村営住宅関係では、新年度第1回目の公募を行い、5件の入居決定をしております。

公園管理関係では、委託業務の発注を終え、公園の供用開始を行うとともに、適正な維持管理に努めております。

また、道路維持では、道路路面清掃の春季分を終え、区画線設置や管渠清掃、舗装等の補修についても随時作業を取り進めております。

工事の発注関係では、第3次宅地分譲地の造成・道路・上下水道工事、橋梁長寿命化橋梁補修工事、道路舗装補修工事のほか、中札内中学校大規模改修工事と公営住宅まちなか団地建設工事のうち、それぞれ電気設備工事と機械設備工事を発注しており、各建築主体工事につきましては議決案件でありますことから、本定例会に提案しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会に当たり、3月村議会定例会以降の教育委員会所

管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新年度各小・中学校の状況であります。平成26年度学校別児童・生徒数は、中札内小学校が10学級189人で、前年比11人の増加、上札内小学校が4学級14人で前年と同数、中札内中学校が7学級114人で、前年比14人の減少で、新入学児童・生徒72人を迎え4月8日に入学式を行いました。

また、新たな17人の教職員を迎え入れ、平成26年度の学校教育活動を開始しております。

更別村との共同設置による指導主事は4年目に入り、指導主幹が交代し中札内村に居住して活動しております。

積極的に学校訪問を行い、学校長との経営懇談や教員の授業参観・相談を行うなど、学校現場の状況把握と運営協力を努めております。

学校事業では、中学校3年生の修学旅行は4月23日から25日の間、東京方面を訪れ、国会議事堂や東京江戸博物館などの見学のほか、班ごとの自主企画による研修を行っております。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月22日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました。

この調査結果を分析・考察の上、具体的な数値目標を定めた学校改善プランを作成し、教育課程の改善に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

学校評議員は、学校長から推薦を受け、各学校3名の方に委嘱しました。評議委員会の中で、学校運営に対するご意見やご提言をいただいております。

次に、社会教育の状況であります。ポロシリ大学は、4月11日に新入生5人を迎え、学生数76人で開校し、定例授業やクラブ活動を始めております。

野外施設の使用開始状況ですが、総合運動公園は4月29日に、上札内パークゴルフ場は5月1日にオープンしました。

中札内交流の杜は、合宿や大会の誘致、開催に努めるとともに、村民利用の拡大に取り組んでおります。

4月には第6回交流の杜杯春季全道小学生バレーボール交流大会が開催されたほか、5月21日から5日間、東日本アンダー15強化合宿で選手40人、役員10人が、6月14日から3日間、全道自治体職員サッカー大会で29チームが訪れる予定であり、利用が拡大している状況であります。

総合型地域スポーツクラブ、中札内ピータンスポーツクラブは設立3年目を迎え、会員数は122人名となり、本年度の活動として、ジュニア部会ではダンスやコーディネーショントレーニング。一般・シニア部会ではリフレッシュヨーガ、大人のダンス運動、ノルディックウォーキング、サイクリング、登山など。イベント部会では交流の杜まつり2014、冬季野外レクリエーションなどを計画し、スポーツ等を楽しみながら健康づくりに寄与する活動を行っております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第 8 請願第 2 号 集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する請願

◎日程第 9 請願第 3 号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のため

の法改正に関する請願

◎日程第10 請願第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願

○議長（高橋和雄君） この際、日程第8、請願第2号、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を変更することに反対する請願、日程第9、請願第3号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する請願、日程第10、請願第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた請願の3件を一括して議題にいたします。

ただいま議題になっています請願3件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査はこの会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第11 選挙第1号 南十勝消防事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋和雄君） 日程第11、選挙第1号、南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いません。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いません。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長によって指名することに決定をいたしました。

それでは、欠員の南十勝消防事務組合議会議員に、佐藤耕平さんを指名したいと思いません。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名しました佐藤耕平さんを、南十勝消防事務組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました佐藤耕平さんが南十勝消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました佐藤耕平さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって通告をいたします。

◎日程第12 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、報告第1号、継続費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。
提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

継続費繰越計算書ですが、本件は、中札内中学校改修事業について、継続費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案書により説明をいたします。

3ページをお開きください。

平成25年度の中札内中学校改修事業に係る継続費の総額5億6,019万円のうち、4億2,819万円を26年度に繰越しております。

なお、この事業の継続年度は27年度までで、先の5月臨時会において変更した通り、26年度に3,380万円、27年度に9,820万円の割当てを予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この継続費の繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋和雄君） 日程第13、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。
提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

繰越明許費繰越計算書ですが、本件は3月の定例会において、一般会計補正予算で繰越明許費の追加を行った事業について、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

平成26年3月定例会におきまして、一般会計第7号補正で、繰越明許費の追加を行った起債されております八つの事業につきましては、平成26年度にわたって事業が実施されることから、その事業費を平成26年に繰越しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この繰越明許費の繰越計算書については、報告済みといたします。

◎日程第14 議案第33号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第33号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、5月の臨時議会において承認いただいた佐々木陽一氏の任期が8月9日をもって満了となりますので、再度選任いたしたく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第33号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 3 4 号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第 1 5、議案第 3 4 号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から法人住民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げなどのほか、各種税負担軽減措置等の整理合理化を図るなど、地方税法等の一部を改正する法律が平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いをいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー 1 0 番、議案関係資料 1 ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明させていただきます。

今回の改正は地方税法等の改正に伴い、村税条例の一部改正及び平成 2 5 年に改正された一部改正条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず、1 項目目の村税条例の一部改正ですが、1 点目として、法人住民税法人税割の税率の引き下げです。

これは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げるものです。

なお、その税率引き下げによる減収相当額は国が地方法人税を国税として創設し、地方交付税の原資とすることで再配分することになっております。

本村の税率は、地方税法における制限税率を適用していますが、改正前 1 4. 7 パーセントを、改正後 1 2. 1 パーセントに、2. 6 パーセント引き下げるもので、施行日は平成 2 6 年 1 0 月 1 日としておりますので、この 1 0 月 1 日以降に事業年度が開始される法人から、引き下げ後の税率の適用となります。

次に、2 点目として、軽自動車税の見直しです。

①の軽自動車税の税率の引き上げですが、電動機付自転車、2 5 0 c c 以上のオートバイなど二輪の小型自動車。

2 5 0 c c 以下のオートバイなど二輪の軽自動車、四輪の自家用自動車については、現行税率の約 1. 5 倍に、三輪及び四輪の営業用及び貨物用自動車、トラクターなどの小型特殊自動車については、約 1. 2 5 倍に引き上げるもので、施行日は平成 2 7 年 4 月 1 日としております。

なお、三輪及び四輪の軽自動車については、日常生活における足として欠かすことのできないものとして使用されておりますことから、平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に新規取得したのものについては、改正前の税率を適用する経過措置が講じられております。

資料 1 ページの中段には、例として主な区分ごとの改正前と改正後の税額の比較を載せておりますが、例えば、上から 2 段目の軽自動車で、自家用の乗用は、改正前 7, 2 0 0

円が1万800円で、3,600円の増。

自家用の貨物は、改正前4,000円が5,000円で、1,000円の増。

トラクターなど小型特殊自動車で、農耕作業用のものは改正前1,600円が2,000円で、400円の増となっております。

次に、②の重課税率の導入についてですが、これは新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい車両の税率を重くするもので、具体的には、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して課するもので、今回の改正後の税率の約1.2倍となる改正でございます。

施行日は平成28年4月1日としております。

資料の下段には、例として主な区分ごとの重課税率導入前と導入後の比較表を載せておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど説明いたしました三輪及び四輪の軽自動車に対する経過措置の対象となった車両につきましては、改正前の税率からそのまま重課税率が適用されるため、引き上げ幅が大きくなることとなります。

次に、資料の2ページをお開きください。

3点目の主な税負担軽減措置についてですが、①の耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置の創設に伴う改正は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施した不特定多数のものが利用する大規模な建築物などについて、工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税について、税額を2分の1に減額するもので、施行日は平成26年4月1日としております。

次に、②の公害防止施設設備に係る固定資産税の特例措置については、我が町特例方式を導入するもので、この我が町特例とは、これまで国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定することができる仕組みで、地方税法では標準的な割合及び上限下限の範囲を定め、その範囲の中で、各自自治体が条例で決定をすることができます。

今回の改正では、汚水または廃液の処理施設では課税標準の3分の1に。

指定物質の排出、または飛散の抑制に資する施設及び特定有害物質の排出及び飛散の抑制に資する施設では2分の1。

下水道除外施設及びノンフロン製品では4分の3に、特例措置により軽減することとしております。

なお、施行日についてはいずれも平成26年4月1日としております。

次に、4点目の肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の延長ですが、現在、平成27年度までとなっている本特例措置の適用期限を平成30年度まで延長するもので、施行日は平成26年4月1日としております。

次に、5点目、6点目ですが、今回の地方税法等法律の改正に伴う条項の繰上げ、字句の整理、条項等の削除をしております。

次に、2項目目の村税条例の一部を改正する条例の一部改正関係です。

これは昨年の9月定例会において決定いただいた村税条例の一部改正に係る部分について、今回提案しております本条例の一部改正に伴い、さらに改正が必要となったことによるものであります。

次に、施行日であります、これまでの説明の中で、それぞれ施行日についても説明し

ておりますが、資料3ページにそれぞれの条項に対する施行日を表にまとめておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、4ページから27ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、税条例改正にかかわって、まず、法人税のほうについてですけども、一部国税化して地方交付税として再配分という説明をいただいたのですが、もちろん、今までの村に入ってくる税収の総額としては変わらないのかどうかということと、一部ですけども、地方交付税措置されるということで、恒久的にそれはきちんと地方交付税として入ってくるのかどうかということとおことと、あと、軽自動車税にかかわりまして、村内での軽自動車の登録台数がわかればお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回、法人税割の税率の引き下げ。この税率を引き下げることに伴い、当然、地方自治体は税収が減少するということになります。

あくまでも理論上なのですけれども、税収が減少した場合、その減収分を基本的に埋めることになるのは交付税ということになります。

これは、一般的なかかる費用に対して市町村に入ってくるお金の割合が少ないために、その少ない部分について交付税で措置が行われているという実態です。

ということは、法人税割を引き下げることによって税収が落ちれば、その税収の落ちた分については歳出歳入の差が交付税ですから、結果的には交付税として補填がされるということになります。

ただ、国総体の交付税の原資自体が変わっていなければ、再配分がされてもものお金は増えていないわけで、そういうことになると、交付税として配分されるお金については薄撒きになってしまうと。

こういうこともありますので、国としては地方法人税という国税を創設して、その分を地方交付税の原資に直接入れてしまうと。

そのことによって、地方に配分する原資を確保して、今回の減収分を交付税として再配分するということになります。

税収総体としては、地方法人税、これは国税ですが、国税の税率が4.4パーセント、今回、市町村の住民税の法人税割、これは2.6パーセント引き下げを行っています。

これとともに、都道府県の方もございますので、これが1.8パーセント引き下げられておりますので、トータルすると、国税は4.4パーセント。地方、都道府県含めて4.4パーセント引き下げられておりますので、トータルではプラスマイナスゼロということになるわけでございます。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課参事。

○住民課参事（坂村暢一君） 軽自動車税の賦課台数ですね。私のほうからご報告させていただきたいと思います。

平成26年度、賦課をしました軽自動車の台数ですが、大きなところでは、四輪以上、

乗用の自家用車が691台。四輪以上貨物の自家用、これが397台。それから、小型特殊自動車、いわゆる農耕作業用のもの、765台。

この三つが一番大きいものですが、その他原動機付自転車、三輪以下の軽自動車もろもろを合計すると、賦課台数2,208台になります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、法人税の引き下げのことについての説明がありましたので、何かちょっと理解しづらい点もありますけれども、総体的には、法人税は今年度予算として見ていたよりもあまり下がらないというような理解でよろしいのでしょうか。

予算書を見ますと、今年度は前年度に比べて、かなり下がった予算となっていましたね。そういうような下がっている予算となっていたので、今この法人税が下がるというような予測をもって、このような予算化をしたのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

それとあと、軽自動車税の見直しについてですけれども、本村における台数というものが、今述べられましたけれども、それによる本村における税収がどれぐらいになるのかという点と。もう一つ、重課税率の導入ということがありますね。

番号を取得してから13年以上経ったもの。ということは14年目から値上げにされた金額よりもさらに重課税が導入されて、それぞれ税金が高くなるということになるので、そのことは理解いたしますけれども。この施行日は28年4月からになるので、ちょっと先のこととなりますけれども。

それによると、どれだけ収入がなるかわからないのですが、14年以上になった車かどうかという把握はどの時点で、どうやってなされるのかなというようなことがちょっとわかりませんので、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 村民税の法人税割の部分の予算との関係でございます。

予算を見積もった段階で、この措置自体は全く見込んでおりませんので、そのことによって対前年落ちているということではございません。

ただ、この税制改正については、先ほど説明させていただいた通り、平成26年10月1日施行日、平成26年10月1日以降に事業開始年度となる法人に対しての課税でありますので、26年度の税額については影響を受けるものではないということでございます。

27年度以降ということになります。

それと、軽自動車でございます。

影響額、経過措置がございますので、三輪以上、つまり三輪及び四輪の軽自動車については、27年3月31日までの購入したものについては、旧税率を使用するという経過措置がございます。

ですから、今回の税率の改正で、先ほど坂村参事のほうから説明があった2,200台という台数で計算をしても、それは27年3月31日以前に所有していたものが当然入っておりますので、そのまま税には影響を与えないと。

つまり、平成27年4月1日以降に購入をした三輪及び四輪の軽自動車。これにあと、原動機付自転車、それと小型特殊自動車が税率改正の平成27年4月1日以降すぐ影響を受けるものということになりますので。例えば、全部が新しい税率で2,200台が改正されたと仮定すると、約360万円ほどということになります。

経過措置の対象ではない原動機付自転車ですとか小型特殊自動車、こういったものが来年4月1日から新しい税率での課税対象になりますが、これらだけでは70万円ほどということになります。

あと、重課税の把握、経過年数です。

条例上は14年。算定は月で行いますので、新しい車両を購入した年の登録の年月、その月から14年を経過して、その経過した月を含む年度の賦課から始まります。

ですから、説明の中で13年と言っているのは、14年という条例上の解釈がありますが、13年と何ヶ月という時点で、賦課が4月1日になっていますので、結果的に13年を経過した車両で、その年の4月1日で賦課されるということになる。

ということは、月で全部見えていますので、今、軽自動車協会とその軽自動車を把握している協会のほうのデータベースから月をデータとして送っていただいて、それで14年の重課税の対象車両かどうかというのを全部確認することになります。

ですから、月で経過年数を算定するというところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、議案第34号の今回の村税条例一部改正に伴い反対の立場で討論させていただきます。

今回の税条例の改正いくつかある中で、まず法人税の引き下げに関してですけども。引き下げられるということなわけですけども、説明にもあった通り、税収格差を縮めるためという、いろんな措置がされるとのことですが、自治体間の財政力格差の是正という点では、やはり国や地方間の財源配分を是正して、地方税財源を拡充することで行うべきだと考えますので、仕組みに若干の問題があると考えます。

次に、軽自動車税の税率引き上げですけども、これは私自身、普通自動車のほうは引き下げられるのですよね、今後。

それによる税収減の穴埋めのような形で軽自動車引き上げられるのではないかと、そのように考えます。

軽自動車の利用者というのは、説明の中でも一部ありましたけども。

地方では、交通機関が少ない中で欠かせないものとなっている中で、維持管理費の少ない軽自動車にどうしてもそういうふうに利用者の多くが向かう中で、やはりそこに対して狙い撃ちかのように税率を引き上げというのは、やはり消費税の増税も4月から始まっていますし、来年10月には10パーセント消費税増税も検討されている中で、さらなる軽自動車税の税率引き上げという点では、負担増が二重にも三重にもなるということで、今回の条例改正案には反対の立場を取らせていただきます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、賛成のほうの討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論を終わります。

議案第34号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを起立による評

決をいたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋和雄君) 起立多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

休憩を取ります。

20分まで休憩を取りたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長(高橋和雄君) 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第16 議案第35号 財産の取得について

○議長(高橋和雄君) 日程第16、議案第35号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成21年度に導入しました財務会計システムのサポート期間終了及びウインドウズセブンへの対応に伴い、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業により更新しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、議案関係資料、28ページをお開きください。

今回更新するのは、平成21年度に導入しました財務会計システムで、その内訳につきましては、隣の29ページに明示させていただいております。

この更新にあたりましては、北海道備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用することから、組合から購入事務の委任を受け、市町村がそれぞれの財務規則などにに基づき、組合に変わって業者選定から契約、検定まで行うものであります。

導入するシステムの業者選定につきましては、現在の住民記録、住民税等の基幹系システムと関連があることから、この基幹系システムの導入業者であるアートシステム株式会社帯広支店を選定し、随意契約により1,242万円で決定したところであります。

契約につきましては、備荒資金組合と販売業者が取り交わし、システムは備荒資金組合から村に譲渡されます。

その譲渡代金につきましては、契約価格に年0.2パーセントの金利。5年間で約6万5,000円を加えた額で、約1,248万5,000円の予定であります。

納入期限は、平成26年10月30日までで、今年度の償還は利息のみ。
その後4年間は、元金均等、半年賦償還となります。
以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと1点だけなのですが。

これらのシステムについては、従来からアートシステム、この会社1社というのか単独でしか見積りがもらえないわけがございますけれども。これらの単価について、どの程度適切なのか。そこら辺が一番危惧されるのでないかなというふうに思いますけれども、その辺、村としてどのようなチェックをしていくのか。

管内的にもアートシステム、何町村か入っていると思います。

そこら辺との町村同士の情報交換なんかもしているのか。

そこら辺のチェック体制というかな、そこら辺について伺います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 契約についてはご存じのとおり随意契約となっておりますので、十勝管内でこのアートシステムと契約している会社は複数ありますので、そこも実際とは意見交換、情報交換等を行って、適正な価格を算定して契約に至って、予算等を策定してきております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第36号 財産の購入について

◎日程第18 議案第37号 財産の購入について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第17、議案第36号、財産の購入について、日程第18、議案第37号、財産の購入についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、財産購入の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、デジタル戸別受信機を購入するもので、その1につきましては繰越明許費により、その2につきましては本年度予算にて購入しようとするものであり、6月2日に指名競争入札を行った結果、それぞれの業務を1,529万2,800円で株式会社キロコ電気が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、議案関係資料30ページをお開きください。

財産の購入締結について記載しておりますが、繰越明許費で行う農村情報防災行政無線戸別受信機購入業務その1、本年度予算のその2、ともに戸別受信機240台を購入するもので、5社を指名しましたが、このうち3社が辞退、2社により入札を行いました。

落札業者は、2件とも株式会社キロコ電気で、予定価格1,550万160円に対し、最低価格は1,529万2,800円で、落札率は98.66パーセントであります。

なお、2番札は1,658万8,800円であります。

32ページに、戸別受信機の概要を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、財産の購入についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長(高橋和雄君) 日程第19、議案第38号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、公営住宅建設建築主体工事を、平成26年11月28日までの工期で実施しようとするものであり、6月2日に指名競争入札を執行しましたが、不落札となり、最低価格業者と協議を行い、6,477万8,400円で有限会社久保建設と、随意契約による工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、議案関係資料の33ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、公営住宅建築主体工事は、仮称、まちなか団地2棟4戸を平成26年11月28日までの工期で整備しようとするもので、契約は随意契約であります。

本件は、5社の指名競争入札を執行したところ、1回目、予定価格に至らず、2回目の入札において4社が辞退したことにより、最低入札額の有限会社久保建設と協議を行い、6,477万8,400円で契約しようとするものです。

予定価格は、6,478万9,200円で、1回目の最低入札価格は6,696万円でありました。

34ページに位置図、35ページに平面図、36ページに立面図を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第38号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番(黒田和弘君) 公営住宅の関係ですが、まちなか建設ということで、2棟4戸、当初予算で多分7,997万4,000円が予算化されていたのではないのかなというふ

うに理解をいたしますが、それから見ると、結構、1, 500万円程度下がった形で随意契約がされているのですが、その辺の考え方と、何か残工事がまだあるのかどうか。

その辺お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回の公営住宅の工事につきましては、分離発注してございます。

あとの2件につきましては、電気と機械になっております。

この三つの工事で進めております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 電気と機械がまだ発注されていないのかな。

そういうことなのですが、そうしますと、本体工事については、雑駁に言うと言定価格がそのままの予算ぐらいになっているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 先ほど説明不足で申し訳ありません。

まず、そのほかの機械設備工事につきましては、同じく入札は2日に行っております。

契約金額につきましては、1, 112万4, 000円、同じく2日に入札を行いました電気設備工事につきましては、契約金額が302万4, 000円。3件とも6月2日に入札してございます。

それで先ほど議員おっしゃった通り、建築主体工事につきましては予定価格とほぼ近い金額の契約となっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第20、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題に供されました工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内中学校大規模改修建築主体工事を、平成27年10月30日までの工期で実施しようとするものであり、5月29日に指名競争入札を行った結果、4億824万円で宮坂建設工業株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー10番、議案関係資料37ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について記載しておりますが、中札内中学校大規模改修建築主体工事は、5社を指名いたしました。1社辞退により4社による指名競争入札を行いました。

落札業者は宮坂建設工業株式会社で、予定価格4億878万円に對しまして、4億824万円、落札率は99.87パーセントです。

なお、2番札は4億1,580万円、3番札は4億4,496万円でありました。

次の38、39ページに平面図、40ページに立面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第39号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 1点確認をしたいのですが、25年度から27年度の継続費、あるいはまた不落ということで、26年度追加補正をしておきまして、その全体の原形予算に對して、機械、電気、設備工事については議決をしたとおり契約しているわけですが、今回の主体工事の契約金額4億824万円ということですが、それを合わせた残りの額というのかな、いわゆる契約執行額残について、どの程度の額になっているのか、伺いたいというふうに思ひます。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（高橋和雄君） ちょっと暫時休憩をいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思ひます。

今の答弁にちょっと時間がかかりますので、後ほど答弁させていただきたいと思ひます。

そのほかの質疑、お願ひをしたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 工事が始まるわけですけれども、この段階でわかる範囲内でもよろしいのですけれども、大まかなスケジュールとして、どのようなスケジュールになっているのかということをお聞きたいのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 詳細なスケジュールにつきましては、今後、契約後に業者のほうのスケジュールに合わせて、学校とも協議をしながら決めてまいりますけれども。

想定では、夏休み前までに仮設校舎の建設を終わらせ、1学期終わった段階で各3学年の生徒に移動をしていただく。

また、職員室等の配置についても、体育館側に移動をかけて、2学期からは新たな事業ができるような体制をつくります。

2学期始まる夏休みの段階から、移動が終わった段階で、解体等の事業に着手をして、随時、改修のほうに当たっていった、2学期中には普通教室、職員室については改修を終えて、3学期には子どもたちと教員が戻れると。

3学期の間に、図書室、コンピュータ教室等の改修を終えて、年度内には特別教室の一部を残して改修を終えて新年度を迎えると。

新年度に入りましてからは、既存の技術室、音楽室、美術室等の改修を行うといったスケジュールになることを想定しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

阿部総務課長、先ほどの答弁をお願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 中学校大規模改修工事の事業自体が5億6,019万円でございます。

このうち、平成26年度が4億6,199万円、そして27年度に継続となるものが9,820万円でございます。

そして、今回の本体工事が4億824万円、電気が8,002万8,000円、機械が6,156万円で契約しようとしてございますので、これを差し引きますと、422万3,000円が残となっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 422万3,000円という残の予算があるわけですが、これらについては、一応執行残で残るといふそういう理解の仕方よろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） そういうことでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第39号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第40号 平成26年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第22 議案第41号 平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第42号 平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第43号 平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第21、議案第40号、平成26年度中札内村一般会計補正予算について、日程第22、議案第41号、平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第23、議案第42号、平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第24、議案第43号、平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ769万4,000円を追加し、総額を34億5,059万3,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1万8,000円を減額し、総額を2億4,978万2,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1万8,000円を減額し、総額を1億3,168万2,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1万8,000円を減額し、総額を1億6,648万2,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計のほか、人件費を計上しております介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計で、4月の人事異動に伴う各予算計上科目の変更など、人件費にかかわる補正を行っておりますので、一般会計補正予算書の給与費明細書により概要を説明させていただき、各特別会計での説明については省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の30ページをお開き願います。

下段の企画の欄をご覧ください。

その他特別職、報酬12万8,000円追加は、これにつきましては文化財専門委員会の会議開催増に伴う追加になります。

共済費の欄、長等のところ、5万2,000円の追加は、共済組合等負担率などの改正によるものでございます。

次に、31ページの一般職ですが、給与費で493万2,000円の減額ですが、これは当初予算で見込んでいた職員数よりも1名減員になったことによるものであります。

次に、職員手当227万7,000円の減額ですが、下段の職員手当の内訳欄、扶養手当など記載されておりますが、それぞれ減額追加しております。

先ほどの給料と同様、職員1名の減によるものと、職員の扶養などの異動によるものでございます。

次に、共済費33万1,000円の追加は、先ほどの特別職と同様、共済組合等負担率などの改正によるものでございます。

次に、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄の財政調整基金積立453万9,000円の追加ですが、これは先ほど説明いたしました人件費職員1名減などの調整を行い、財政調整基金に積もうとするものでございます。

次に、10ページです。

説明欄19説負担金補助及び交付金、退職手当組合負担金303万2,000円の減額ですが、これは道組合の負担率が26年度より減額されたことによるものです。

次に、2項企画費、1目企画総務費、説明欄負担金補助及び交付金、地域公共交通会議負担金390万円の追加ですが、これは国の補助対象として取組む地域公共交通調査事業につきまして、全国的に申請件数が多い状況であり、補助交付額が当初見込みより減額され、不足となる額を一般財源に充当し、追加しようとするものです。

次に、11ページ、説明欄下段、コミュニティ助成事業補助金240万円の追加ですが、これは上札内行政区のイベント用音響及び照明機材等の購入について、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の交付申請を行っていたところ、交付決定を受けました。

このことにより追加をするものであります。特定財源として同額を追加しております。

次に、20ページをお開きください。

6款農林業費、3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄中段、牛サルモネラ予防接種事業補助金114万円の追加ですが、ワクチンの安定供給が図られることになったことより、予防接種実施要項に基づき、家畜自衛防疫組合に対し、接種に要する経費の3分の1以内、1頭当たり200円の助成を、接種希望のある5,700頭分を見込んでおります。

21ページ、7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中心市街地活性化対策事業補助金58万7,000円の追加ですが、これは空き店舗対策事業として、元大正地区の旧ウェザーコック跡にコーヒー&ランチさくらの新規出店に伴う店舗改修費及び家賃に対する助成を行うものです。

特定財源といたしまして、商工業振興基金繰入金58万6,000円を追加しております。

次に、24ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、永井明奨学資金貸付金341万円の追加ですが、新規貸付申請の増加によるものであります。

特定財源として、永井明奨学基金繰入金を同額追加してございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから4件を一括して質疑を行いたいと思います。

12時になりますが、続けさせていただきたいと思います。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 2点ほどお聞きします。

10ページの地域公共交通会議負担金ですね。

先ほど説明あったのですが、執行状況報告の中でも、中身については触れていました。

今説明でも、地域公共交通確保維持改善事業の補助金だということですが、減額になりそうということですが、ここら辺、内容、もうちょっとどのぐらいどうなのかということ。この事業は、確か3年ぐらいまだこれからも継続するというふうに予算のときに、そんな話ちょっと聞いていましたけども、毎年このぐらいの金額、当初、予算含めて1,000万円近くなるのかな、このぐらい毎年かかっていくのかということと、この会議、道庁とか開発とか十勝バス等ですね、代表者の人が入って組織化されたということですが、村内の地域の関係者というのかな、これらの委嘱、どんな方を委嘱しているのか。

そこら辺についてお聞きします。

あと、24ページの永井明奨学資金の貸付金ですね。

当初550万円で340万円追加ということですが、例年より大幅に増えていますよね。

これらの内容、借りやすくなったということなのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私のほうから、地域公共交通事業についてご説明申し上げます。

この事業は、平成26年度について調査事業等を行うもので、予算的には26年度が一番多いものです。

平成26年度の事業としましては、まず調査事業を行います。こちらのほうで600万円。

そして、実証運行、試験運行も行います。こちらのほうでおよそ400万円。その実証運行に係る車両の借上料で130万円ぐらい見込んでおります。

運営に係る経費につきましては、会議費等は36万円程度の予算です。ですので、調査費用、実証運行費用等に1,000万円近い金額かかりますので、平成26年度のみこのような金額がかかってきます。

地域住民とのかかわりですが、利用者代表という形で、地域の住民にかかわってもらっております。

所属団体といたしまして、商工会から、市街行政区連合協議会から、そして老人クラブ

連合会から、そのほか、NPO法人夢という、以上の方が地域住民代表として委員としてかかわっていただいております。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 平成26年度の貸付にあたりまして、制度の見直しですとか要件の緩和については特に行っておりませんで、当初予算では例年並みの新規分としまして高校については2件、それから、大学等で3件を見込んでおりましたけれども、受付をした結果、高校については1件増の3件、大学等については4件増の7件ということで、例年より申し込みが多かったということでありまして。

この詳しいその要因については分析をしておりますけれども、今年度については借入の申し込みが多かったということでありまして。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 先ほどの地域交通の方で説明不足がありましたので、再度ご説明申し上げます。

全体の事業費、およそ1,200万円なんですけれども、当初、約半分の600万円を国の助成で見込んでおりました。

それが今回、申し込みが多くて、210万円ぐらいの国の助成となっております。

あと、この委員会につきましては、実際、小会議を行いまして、実際の意向調査等を行って進めてまいります。

○議長（高橋和雄君） お諮りをします。

まだ質問、大分ありますか。

ということでしたら、午後からにしたいと思います。

暫時休憩をして、1時から再開をさせていただきます。

休憩 午前12時10分

再開 午前13時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、皆さん揃いましたので、ちょっと時間早いのですが、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

補正予算の質疑を続けさせていただきたいと思っております。

4件一括して質疑を行いたいと思っております。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 先ほどの続きですけれども、総務課長から答弁いただきました。

1,200万円って説明だったと思うのですが、事業費トータル。

これは、3年間で1,200万円ということなのか。

今回、約1,000万円で、また200万円出てくるのか。そこら辺の予算の関係。

それと、歳入、補助金が当初より減ったということだけど、確か歳入は見えていないですよ。そこら辺の関係、どういうことなのか。

それと、多分これは3年間の事業で、将来的にはコミュニティバス、そういった方向について具体的な検討を3年間して、村の実態に合った形での運送体系という方向を出していこうということなのでしょうけれども、これ、3年間、そういった調査をして、4年以降ぐらいを目途にそういった取組み、村としての方向性を出していくというそういうことな

のか。そこら辺の考え方ですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、永井明奨学資金、多くの人が借りるといのは大変結構なことではないかなというふうに思います。

ただ、この資金は、確か8,000万円だったと思うのですが、永井明さんの寄付金で運用してまして、今年、900万円か。

毎年900万円借りていったら、パンクしないのかなって心配ちょっとしているのですが、そこら辺の運用ですね。

今、基金3,000万円ちょっとですか。確か、永井明奨学資金4,000万円。

この資金の運用状況を計算したらどうということになるのかなというそんな心配をちょっと危惧したものですから質問させていただきました。

その件について、答弁願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地域公共交通会議についてですが、平成26年度の予算といたしまして、この交通会議で1,200万円の予算を持っています。

この1,200万円につきましては、一般会計からは600万円、そして、補助金が600万円という形になってございます。

補助金が村を経由しないで、直接村の公共交通会議、そちらのほうに入りますので、トータル1,200万円の事業費に対して補助金が600万円、そして、不足分を村のほうでこの会議に助成する600万円、合わせて1,200万円という形で、平成26年度の予算が1,200万円。この公共交通会議の予算になっております。

そして、今回正確に言いますと、610万円の予定してはいたのですが、610万円の予算が国の補助金が220万円で決定されてきましたので、不足となる390万円について一般財源を充当しようとするものです。

それが平成26年度の予算になります。

あと、この会議につきましては、当初、委員の方については2年間の委嘱をしております。

この事業自体、3年間でバスを購入していくという形ではなくて、2年間の中で決定していくという形です。

まず、平成26年度は調査を行い、そして実証運行を秋と冬に行う予定でおります。

平成26年度に係る予算につきましては、今後、分科会と協議した中で、必要となっていくものについて調査しまして、予算化していく方針でございます。

平成27年、28年、車を買っていくというふうな決定にはすぐにはなってございません。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） この奨学資金の貸付金の原資につきましては、ご質問にありましたように、最終的に8,000万円の原資で貸付を行っているものです。

本年度、この補正によりまして、償還金よりもかなり多い貸付金になることから、単年で見れば大幅に原資を減らすこととなりますけれども、償還額も年々増えていくものことから、当分原資がなくなるという心配はないというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） わかりました。

この交通会議の関係、僕もちょっと勘違いしていて、その会議に直接入るということでは

すね。

そして、補助金が減った分が一般財源で出てくるということですね。
わかりました。

この委員というのは、要綱委員になるのでしょうかね。

そこら辺、どんな委員会というか、なっているのか。

もし要綱委員だとすれば、後ほどでいいですから、要綱の写しなんかいただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 要綱委員ですので、後ほど資料と委員名簿等をお渡ししたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、10ページの説明の欄の上段のほうですが、退職手当組合負担金、説明ですと負担率が減となったので300万円程度減ったのだという説明ですが、今時あまり負担率が上がるのでしょうか、特段下がるというのは何の理由があるのかなということの気がします。その辺の理由と併せて、特定財源で共済費等納付金99万8,000円というふうにあります。それらの関連性があるのかな。

この辺ちょっと見えないので、共済費等の納付金の中身について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、25ページ、スクールバス運行の関係の修繕費46万7,000円、当初66万8,000円を組んでおります。

併せて、27ページの中札内小学校管理費、需用費、修繕料48万8,000円、これも当初56万6,000円ということで見えておまして、それぞれ2、3カ月経過する中で、当初予算並みの修繕料が出てきているわけですが、それなりの特段の理由があるので、今回の6月補正に出てきたのだろうというふうに思いますので、その辺の理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

それと併せて、27ページの一番下の文化財専門員報酬12万8,000円ということで、当初4万5,000円ということですから、会議1回ぐらいの分の報酬を見ていたのかな。

12万8,000円ということになりますと、いわゆる会議を開くということで、何か特段の文化財としての調査ごとがあるのかなというふうにちょっと推察をするわけですが、その辺の中身についてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私のほうからは、退職手当組合の負担金等、共済組合特定財源の共済費等納付金についてご説明申し上げます。

退職手当組合の負担金につきましては、1000分の10減ってございます。

1000分の10がこの額になるわけなのですが、この理由といたしましては、毎回退職手当組合のほうの組合議会を開催してございますので、その関係で予算等、退職者等、将来見込みながら、率の変更等を改正してきておりますので、今回は将来的な全体の見込んだ中で、この10の減額になったものと推測されます。

続きまして、共済費の99万8,000円ですけれども、4月1日から水道企業団に職員

を一人派遣してございます。

その職員の負担金につきまして、ここで受けて、派遣元から支出している形になってございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目のスクールバスの修繕ですけれども。

今年に入りまして、バスのエンジンランプの異常点灯が発生したということで、業者のほうに点検に出しましたところ、ターボチャージャーの不具合ということで、これらの修繕が急遽必要になったことから、中規模の修繕料が必要になったということでもあります。

それから、中札内小学校の修繕につきましては、屋外の時計塔が、当初見込んでいなかったのですけれども、時計が止まってしまったということで、これを更新するものでございます。

それから、文化財専門員の報酬費用弁償ですけれども、4月18日に本年度第1回の会議を開きまして、その中の議論から、来年度に予定しております、からまつ館の収蔵品の交流の杜への移転について、現在検討しているところなのですけれども。類似施設をぜひ視察したいということで、それらの視察に係る報酬費用弁償及び帰ってきてからの数回の検討に係る会議に対する報酬等を合わせて4回追加するものでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そうしますと、スクールバスの修繕、あるいは小学校の修繕料の追加というのは、今言ったような理由で、当初予算も合わせて、それだけの費用が要するという判断だろうというふうに思うのですが、その辺。それで間違いないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 当初予算で計上しておりますのは年間、さまざまな修繕が発生するのですけれども、今回補正で追加をしましたのは、今回のスクールバスの修繕及び小学校の時計塔の修繕に係る予算だけを追加したものでございます。

ですから、残り3月までの修繕については、既存の当初予算で見た予算の中で対応していくということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 最後になります、スクールバスのエンジン関係の修理が必要ということで46万7,000円ということで、修繕大きくするわけですが、恐らく古いバスがそういった修繕をするのかなというふうに推察するわけですが、そのことからして、その辺のスクールバスの更新と修繕の関係というのは、今として計画あるのかないのか。

その辺、1点だけ確認をしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回修繕するバスにつきましてはかしわ号で、平成17年に購入したものであります。

それ以外のみどり、ひばりにつきましても、平成14年、16年だったかと思いますが、購入してまだ10年ちょっとということで、現在のまちづくり計画の実施計画の中では、更新については計画しておりません。

年数的には、まだまだ乗れるという判断をしています。

○議長（高橋和雄君） 次のご質疑を受けたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほども地域公共交通会議のことについて、いろいろ論議されておりましたけれども、私も住民から、コミュニティバスがいつごろから走るのかというようなことを聞かれます。

そんな中で、やはり住民としてはタクシー会社がなくなったということですごく不便を感じているというようなことが言われます。

そこで、この事業を進めるに当たっては、いろいろな人の意見を聞くと思うのですが、やはり今の不便を早く解決するためには、ぜひこの会議を早くやっていって、その解決に向かって努力してほしいなと思うことの私の希望で、答弁はいいません。

それと次に、先ほどの21ページの商工振興費の中で、中心市街地活性化対策事業の補助金として、空店舗の改装と家賃ということがありましたので、その改装費がいくらで家賃がどれだけのなか。

そして、家賃については今までもそういうような事例があったときには家賃を払っていたのかなというように、疑問を思ったので、そこら辺を回答していただければと思いますし、この家賃については、ずっと今後も家賃が発生するとずっと助成し続けるのかということをお願いしたいと思います。

その次に、22ページ、畜産振興費の中で牛のサルモネラウイルスに対する予防接種ですね。それが出ておりましたので、その説明がどれだけの頭数でどのような内容でしているかということが説明されましたからわかりましたけれども、今回のこの予算ではないのですが、今、豚ですとか牛による下痢に対するいろいろな問題が起きておまして、それに対して、今後もそういうようなワクチンが出てきております。

そして、これからもそういうワクチンを使って、そういうような病気の予防に当たっていくのかどうか。

そういったことをちょっとお聞きいたします。

戻って申しわけないのですが、15ページの児童館管理費で、管理費の需用費の中で、修繕料として12万3,000円ありますので、その内容について。

その点をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 今、ご質問ありました中心市街地の活性化事業の件です。

まず、内訳です。

内装改修と店舗看板の修繕を行っております、21万2,960円が改修費となっております、2分の1の10万6,480円が助成の対象となります。

家賃につきましては、月額8万円掛ける2分の1の12カ月、4月から入っておりますので、12カ月分ということで48万円を予定しています。

次に、サルモネラの関係ですが、サルモネラの関係については、先ほどの総務課長の答弁でいいというふうな話がありましたが、一応、5,700頭の200円ということで助成を考えております。

さらに、豚の対応にということですが、今、十勝管内でも18例出ております。

村としての対応も執行状況の中で説明はしてありますが、村の協議をする中で、それぞれワクチンの確保をしながら対応をしていくということになってはいますが、なかなかワクチンが100パーセント、まだ手配できるという状況ではないこともあります。

中札内の場合については、自防が早めに手を打って、確保ができたということで、ワクワクと、あと、自防として石灰の配布をしながら、防疫に努めているところです。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、児童館の修繕の関係でございます。

児童館の玄関のポーチ部分の屋根部分、この庇のところに、雨漏りが発生いたしまして、その原因が、屋上の上にありますルーフトレン自体が腐食した形になってございまして、それを取替えなければ雨漏りが直らないということがわかりましたので、その部分に対しての修繕ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） すいません、先ほど答弁漏れがありました。

空店舗対策の中で家賃助成の関係ですが、事業の実施要項の中で、家賃を助成するということになっております。

これが始まったときから家賃の助成はありますし、今後についても助成をしていくということでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 家賃の助成なのですけども。これは1年きり、それとも継続するのかということもちょっとお願いします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 失礼しました。

1年間ということになっております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わらせていただきます。

それでは、議案第40号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第40号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号、平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

6月12日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 1時25分